「公益目的支出計画」実施完了のお知らせ

2026 年 4 月

一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター

当センターは、公益法人制度改革に伴い、2014 年 4 月 1 日に、公益法人から一般財団法人へ移行しました。

移行法人は、税制上の優遇などによって法人内部に保有した財産を公益に関する実施事業によって「零」になるまで支出していく年次計画(公益目的支出計画)を策定し、毎年度終了後に当該計画の実施状況(公益目的支出計画実施報告書)を行政宛て報告することが義務付けられています。

当センターは、移行時に 2014 年度から 2025 年度までの 12 年間で完了する公益目的支出計画を提出しておりましたが、当初計画より 1 年早まる 2024 年度において完了したことにより、2025 年 7 月 31 日に「公益目的支出計画実施完了確認請求書」を行政宛て提出し、その審査を経て 2025 年 8 月 8 日付で埼玉県知事より「公益目的支出計画の実施完了の確認書」を受領いたしました。

これにより一般財団法人移行に関わる手続きはすべて完了しましたのでご報告いたします。

雇人第３３５号
令和７年８月８日

一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター
理事長　佐藤　道明　様

埼玉県知事　大　野　元　裕

公益目的支出計画の実施完了の確認書

貴法人から令和７年７月３１日付けで提出された、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１２４条の規定に基づく公益目的支出計画の実施が完了したことの確認の請求について、公益目的支出計画の実施が下記の日に完了したことを確認しました。

記

公益目的支出計画の実施が完了した日　令和７年３月３１日